

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：松 下 冽
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2011年3月4日
学位論文の題名：
現代メキシコの国家と政治
—グローバル化と市民社会の交差から—
審 査 委 員：文 京洙（主査）
本 名 純
中 谷 義和
河 合 恒生（岐阜経済大学）

<論文内容の要旨>

標記の博士学位請求論文の課題は、メキシコでの民主的ガバナンス構築を射程に入れて、「国家・社会」関係という理論的枠組を基礎に、メキシコの政治体制の動態、変容、転換を通時的、共時的に分析することにある。この際、単なる実証分析に止まらず「国家・社会」関係の理論的フレームを重視する点に本研究の特徴がある。本研究の冒頭では、この「国家・社会」関係からの考察の重要性に触れて、それがメキシコの民主的ガバナンス構築のための考察と結びつくこと、すなわち「国家」を脱構築し、これを能動的・複合的な「社会」と接合することによって「市民社会」を構築する可能性を見出す作業に通じる点が強調される。

本研究の対象とする時期は、メキシコに特有のPRI（制度的革命党）体制において「国家・社会」関係が形成・安定化し、その危機が表面化し、衰退過程が漸進的かつ不均等にすすんだ全過程（1920年代～1990年代）にわたり、その記述も450ページ余りの大部に及ぶが、とりわけ本書が重視しているのは、「グローバル化と市民社会が交錯する時代」でもあるサリーナス政権期（1988年～1994年）の分析である。この時期には、市民社会を支える多様なアクターが台頭して権威主義的コーポラティズム体制に亀裂と綻びが表面化する。そういうなかで「国家・社会」関係も、こ

れを構成する様々な領域、社会的アクター間で重層的かつ多元的相乗作用（シナジー）通じて大きく変容する時期である。

本研究の構成は、サリーナス政権に至る時期のメキシコ政治システムをめぐる分析の方法論、さらにこの体制の歴史的形成・発展・変容を検討した第I部（第1章～第4章）、そしてサリーナス政権の官僚制（第5章）、政治過程（第6章）、農村部の「国家・社会」関係の危機（第7章）、民主的移行期の「国家・社会」関係の枠組（第8章）、分権化（第9章）、分権化と市民社会の相互発展（第10章）などからなる第II部からなる。

以下、各章の内容について概略する。

第1章「現代メキシコを見る視点——「国家・社会」関係アプローチから」では、上述したような現代メキシコ分析の視点が示され、本章全体の分析の枠組と論点をあらかじめ指摘される。ここでは、メキシコ大地震やグローバル化を契機とする国家の正統性危機と市民社会の形成・発展・国家の構造と機能の転換（改革主義的アクター・官僚の台頭）、→新たな国家・社会関係の再構築、→国家・市民社会のシナジー関係や相互エンパワーメントの進展→市民社会の成長・民主化の進展、といった国家・社会関係のダイナミックな連関が示される。

第2章「メキシコにおける「国家・社会」関係の一考察——1933-36年を中心に」では、「国家・社会」関係の形成・安定化に向かうカルデナス政権にとっての不可欠な課題であった労働者への対応が分析される。カルデナスが創出したこの時代の「国家・社会」関係（権威主義的コーポラティズム）は、その後のメキシコ社会の枠組を基本的に形づくることになった。

第3章「1970年代メキシコの変容する「国家・社会」関係」では、1968年の学生・民衆運動とそれへの政府の暴力的対応を契機とする1970年代の「国家・社会」関係の変化、政治的・イデオロギー的危機の顕在化を検討した。この危機を背

景にメキシコ国家は、新しい戦略の構築、再編を迫られ、「国家・社会」関係は、絶えざる交渉を余儀なくされる。

第4章「メキシコ官僚制の展開と変容——テクノクラート台頭との関連で」と第5章「グローバル化とメキシコ権力構造の再編——官僚機構のテクノクラート化をめぐる」では、国家機構内部の変容を、とりわけ官僚制内のヘゲモニー抗争が分析される。第4章ではPRI体制の形成・制度化（文民官僚制の確立）に関連した予算企画省（SPP）の影響強化とテクノクラート官僚のネットワークが考察される。第5章では、グローバル化と関連してサリーナス政権下でのSPPと全国連帯プログラム（PRONASOL）の関係が検討される。

第6章「現代メキシコ「政治空間」の変容と政党システムの再編——サリーナス政権における選挙動向を中心に」では、PRI体制の弱体化と正統性危機の進行を具体的に検証するため、1988年から97年までの選挙プロセスが検討される。この分析を通して、メキシコ政党システムの再編過程と「民主的移行」の方向性と可能性が検証される。

第7章「メキシコ農村における「国家・社会」関係の崩壊——NAFTAのもとでの貧困化とトルティエリヤ危機」では、NAFTAが国民全体に与えた影響を農村や農民の視点からだけでなく、「国家・市場・社会」関係から考察される。農村の貧困化と構造的変化は、NAFTAを通じた自由主義的農業政策の押し付けのみならず、メキシコ政府による国民生活を保障する諸機関の解体の帰結とされる。その典型的な事例として全国基礎食料公社（CONASUPO）が分析される。

第8章「民主的移行期における「国家・社会」関係分析に関する一つの枠組——サリーナス政権期のローカル政治と改良主義アクター：J・フォックスの研究から」では、フォックスの研究をベースにサリーナス政権期の農村政治と改良主義的アクターとの相互関連性が、「国家・社会」関係の民主的移行という観点から検討される。ローカル

な政治「空間」で体制内の改良主義的アクターが民主化や社会の多元化、市民社会の台頭に果たす役割と可能性が考察される。

第9章「脱権威主義に向かうメキシコ——「政治空間としての分権化」では、メキシコに分権化政策が脱権威主義に向けて、多様性の承認や民主化の進展に一定の積極的意義をもつが、同時に「上からの分権化」の側面が強く、権限委譲や説明責任の点が不十分であり、市民的諸組織の発展と連動する課題が残されていることが論じられる。

第10章「メキシコにおける分権化と市民社会の相互発展」では、市民同盟及びエル・バルソン運動に注目して、政府と社会との民主的関係の構築を「市民社会・分権化・民主主義」の相互発展・深化から分析され、これを担った多様な社会運動やNGOの展開と役割が検討される。

以上の分析をふまえ、最後に、「国家・社会」関係の枠組みによるメキシコの政治社会分析は、メキシコ研究のみならず途上国政治研究全般に新しい視点や課題を提供していること、さらに、メキシコ研究はその特殊性や複雑さからみても豊富な素材を政治学研究に提供する「宝庫」といえることが指摘されている。

<論文審査の結果の要旨>

松下列氏の博士学位請求論文『現代メキシコ国家と政治—グローバル化と市民社会の交差から—』について、2010年12月13日実施の公開審査会を含む審査過程で明らかになった意義と独創点は、以下の通りである。

- 1) 本研究は申請者が1997年からほぼ10年にわたって執筆された研究成果を土台とし、国際的なレベルでの先行業績をふまえた20世紀のメキシコ政治をめぐる通時的、共時的分析として十分な体系性と総合性を備えた労作であり、高い研究上の価値が認められる。
- 2) 本研究は、ラテン・アメリカ諸国の中心国であるメキシコに関わる研究であるが、単に国別の研究にとどまらない重要性を有してい

る。長期的な安定政権と軍事政権の不在により特徴づけられるメキシコの政治制度と、分権化並びに民主主義の確立・強化による市民社会の成立と発展の分析を通じて、ラテン・アメリカ、ひいては途上国政治全体の概観するための視座を与えてくれるものである。

- 3) 本研究は、現地での資料収集、ヒヤリングなどをふまえた優れた実証研究であると同時に、J・フォックスをはじめ、P・エヴァンス、L・アブリツァー、J・アッカーマン、A・コーンウォールなど、英語・スペイン語による日本では未翻訳の先端の理論研究をふまえた途上国政治をめぐる優れた理論研究でもあり、20世紀のメキシコの国家と市民社会という素材に実証と理論の統合が果たされている。
- 4) J・フォックスの「国家・社会関係」アプローチに依拠しながら、権威主義的コーポラティズムとして国家・社会関係が形成・安定するカルデナス政権期に始まり、グローバル化の下で国家・社会関係が転換・再構築されるサリナス政権期に至るメキシコ政治を中央・地方の各レベル及び各領域・機関・政治アクター間のダイナミックな相互エンパワーメントやシナジー作用を分析することで、このアプローチの論理内容をその限界をふまえてより精緻化し、途上国政治における「脱権威主義」や民主的ガバナンスの構築のための前提条件を明らかにしている点、21世紀の政治学の新しい展開を考える上でも重要な理論的貢献であるといえる。
- 5) グローバル化にともなう国家の正統性危機と市民社会の形成・発展、さらにこれにともなう国家・社会関係の転換と再編の問題（ある意味で80年代後半以降の途上国政治が普遍的に直面した問題）が「グローバルな市場革命の一部」としてのサリナス「革命」についての政治・経済にわたる緻密でダイナミックな分析（政治的には、「革命的ナショナリズムの放棄、PRIの伝統的コーポラティズムの構造の改編、「市民社会」のエネルギー

の取り込みによる体制の安定性及び正統性の回復、さらに大統領によるその直接的コントロール、教会との関係改善、指導的労働ボスの影響力削減など、経済的には対米関係の改善、NAFTAの実現と自由貿易の拡大、国営企業の民営化、農業改革・土地配分政策の終了、国際的な金融支援の確保など、さらにこれらの改革を推進した中心機関として予算企画局の検討）を通じて検証され、「グローバル化の市民社会の交差」という論点をめぐる途上国研究の一つの方向性を示した。

以上、審査過程で明らかにされた論文の意義や独創性をふまえつつも、本研究をめぐって公開審査などでは以下のような論点もしくは問題点が指摘された。

- 1) 形式に関わる点で、英語・スペイン語による日本では未翻訳の先端研究が広範囲に用いられていることもあって、文体が翻訳調でやや生硬な表現が各所にみられる。もちろん、この点は、記述の仕方に不正確さや誤りがあるというレベルの問題では、論述内容の重要性に鑑みて惜しまれるという程度のことである。
- 2) 「国家—社会関係」アプローチの、いわば上位の理論的枠組みであるともいえる国家体制（国家構成・国家形態・統治形態）をめぐる理論的枠組み（政治社会・市民社会をめぐるヘゲモニー論、国家関係論的アプローチなど）の提示や検討が不十分である。
- 3) PRI体制が「権威主義的コーポラティズム」とされる場合、その具体的な内容についての論点が指摘された（フランコ体制との異同、政治文化論的背景、ダールやオドンネルのいうポリアーキーの一種でもあるという視点など）。
- 4) 本研究の重要な論点の一つでもある官僚制の分析が不十分であること（テクニコス、ポリティコスとの区別と概念規定、国家諸機関・諸分野との関係等の分析）。

- 5) グローバル化と NAFTA などリージョナル化の区別と連関構造について明確ではなく本研究では NAFTA などのリージョナル化がグローバル化とほぼ同義のように用いられている。
- 6) 1990年代のサリーナス政権期以降の展開への見通しやインプリケーションが結論の部分などで示されていない（あるいは纏めにあたる記述がやや手薄である）

その他、公開審査会では、本研究のオーディエンスはいかに想定されているか、本研究の目標価値とされているともいえる「民主的ガバナンス」の具体的な内容、ネオリベラズムのメキシコの変種の問題、反米ナショナリズムとメキシコ革命の関係など多岐にわたる論点が提起された。

公開審査会ではこれらの論点について一部（「権威主義的コーポラティズム」がメキシコ革命に発する、まさしく政治文化のメキシコの特徴をもつ各社会勢力を包括的に政治基盤に取り込んだ独特の体制であり、フランコ体制ともポリアーキーとも異なることなど）については松下冽氏より適切な応答があり、また一部（官僚制、リージョナル化の問題、2000年代以降のメキシコ政治へのインプリケーションなど）は今後の課題として留保された。

以上、今後の課題とすべき論点が皆無とはいえ

ないが、これらは、本研究の学術的意義を大きく損ねるようなものではない、と当審査委員会は判断した。

結論として、論文審査および公開審査会に基づき当審査委員会は、松下冽氏の学位請求論文がメキシコ政治を初めとする途上国家・社会の政治学的分析の画期を印す位置にあり、学界に裨益するところ多大な労作であることを認め、学位を授与するに相応しいと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

当審査委員会は、松下冽氏の学位請求論文の内容、公開審査会における報告および質疑応答、そして松下教授のこれまでの研究業績と経歴等に基づき、十分な専門性と豊かな学識を有すること、また、本研究で用いられた広範囲の外国語文献・資料などから外国語能力においても十分な力量を有していることを確認した。したがって、本学学位規程第25条第1項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上のように、論文審査および学力確認の結果、当審査委員会は、立命館大学学位規程第18条第2項に基づき、松下冽氏に「博士（国際関係学立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：大 瀧 正 子
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2011年3月11日
学位論文の題名：

持続可能性における世代間衡平性の経済
学的考察：地球環境問題を事例にして

審 査 委 員：高橋 伸彰（主査）
森岡 真史
國則 守生（法政大学）

〈論文内容の要旨〉

大瀧正子氏の課程博士学位請求論文「持続可能性における世代間衡平性の経済学的考察：地球環境問題を事例にして」は、人類の未来にとって重要なテーマでありながら、多様な解釈が行われ学術的にも定説がない「持続可能性（Sustainability）」の概念を、過去から現在、そして将来へと続く世代の間で発展の恩恵が衡平に行き渡る「世代間衡平性」の問題として位置づけ、枯渇性（非再生可能）資源、地球温暖化、再生可能資源の3分野に焦点を当てることによって、理論と規範の両面から経済学的な考察を試みたものである。取り上げられた3分野は相互に独立しているように見えるが、いずれも広い意味での資源（温暖化に関しては負の資源）として捉えることが可能であり、その消費や排出に関しては地球環境的に物理的な限界がある点で共通性が認められる。また、そうした資源の有限性は世代および地域を越えて人類の経済活動に対する制約要因となることから、通時的・空間的な消費や排出、特に現世代と将来世代の間における「世代間衡平性」の確保は、既述した「持続可能性」と深く関係する重要なテーマと言える。だが、世代間衡平性をめぐっては、伝統的な経済学（新古典派経済学）が重視してきた数学的な最大（最適）化モデルにおける効率性とは異なり、価値判断を伴う主体間の効用比較を議論の射程に入れざるを得ない。この意味で本論文の「経済学的考察」は伝統的な経

済学が回避してきた価値判断の問題を必然的に含むという点でチャレンジングな内容である。本論文の構成および各章の概要は以下の通りである。

〈構成〉

はじめに

第1章 枯渇性資源に関する持続可能性の経済学的分析

第1節 枯渇性資源と持続可能性をめぐる議論

1. 古典派経済学における持続可能性：持続可能性の萌芽段階

2. 枯渇性資源の利用可能性をめぐる

2.1. 『成長の限界』による枯渇性資源の利用規制の主張

2.2. 枯渇性資源の利用規制に対する批判的見解

3. 枯渇性資源と持続可能性の関係

小括

第2節 弱い持続可能性の概念と実現条件

1. 弱い持続可能性の概念

1.1. 枯渇性資源の制約下における最適成長論

1.2. 枯渇性資源の制約下における「格差原理」の成長経路

2. 弱い持続可能性の実現条件

2.1. 通時的な資本一定のルール

2.2. 弱い持続可能性の実現条件に関する課題

小括

第3節 強い持続可能性の概念と条件

1. 強い持続可能性の概念

1.1. エントロピー法則の制約下における経済活動

1.2. 定常経済状態の経済

2. 強い持続可能性の条件

小括

まとめ

第2章 地球温暖化に関する持続可能性の経済学的分析

第1節 地球温暖化問題の経済分析における

- 将来世代の厚生評価の問題点
1. 地球温暖化問題の特性と温室効果削減策の基礎
 - 1.1. 地球温暖化の経済的特性
 - 1.2. 温暖化問題の政策分析の基礎
 2. 地球温暖化の経済分析と割引率の設定
 - 2.1. ノードハウス、クライン、スターンによる温暖化対策の相違点
 - 2.2. ノードハウス、クライン、スターンの割引率の選択
 3. 将来世代の厚生評価に関する問題点
 - 3.1. 技術代替性に基づいた割引率設定の問題点
 - 3.2. 地球温暖化問題の特性を考慮に入れた割引率の設定
- 小括
- 第2節 衡平性の観点からみたポスト京都議定書の数値目標設定に関する問題点
1. ポスト京都議定書にむけた交渉背景
 - 1.1. 京都議定書の国別の数値目標設定に関する教訓
 - 1.2. ポスト京都議定書にむけた交渉背景
 2. ポスト京都議定書における国別総量目標の設定
 - 2.1. ボトム・アップ方式による数値目標設定策
 - 2.2. ボトム・アップ方式のアプローチ
 - 2.2.1. セクター別アプローチ
 - 2.2.2. トリプティーク・アプローチ
 - 2.3. ボトム・アップ方式の実効性に関する評価
 3. 衡平性の観点からみたポスト京都議定書の数値目標設定の諸問題点
 - 3.1. 国別数値目標設定の「衡平性」基準に関する考察
 - 3.2. 衡平性の観点からみた国別数値目標の設定の問題点
- 小括
- まとめ
- 第3章 再生可能資源の持続可能性に関する経

済的分析：ブラジル・法定アマゾン域内の熱帯雨林資源の定量的試算

- 第1節 再生可能資源の最適経路に関する分析
1. 再生可能資源の再生関数の制約下における消費経路
 - 1.1. 再生可能資源の再生関数
 - 1.2. 再生可能資源の最適消費経路に関する分析
 2. 再生可能資源の採取に関する最適経路
 - 2.1. 再生可能資源の採取経路に関する分析
 - 2.2. 再生可能資源の持続可能性に関する考察

小括

第2節 法定アマゾン域内の熱帯雨林資源の持続可能性に関する分析

1. 域内の熱帯雨林面積減少の経済的分析
 - 1.1. 開発計画内における熱帯雨林面積減少の動向
 - 1.2. 域内の土地利用形態の転換の動向
 - 1.3. 熱帯雨林資源の伐採率と再生率の推計
2. 法定アマゾン域内の熱帯雨林の伐採に関する経済学的分析
 - 2.1. 森林伐採を通じた土地利用に関する費用便益分析
 - 2.2. 熱帯雨林資源の動的な社会的費用の発生
 - 2.3. 熱帯雨林資源の持続可能な管理に関する政策的考察

小括

まとめ

おわりに

参考文献

<各章の概要>

「はじめに」では、本研究の背景、課題と目的、既存研究との関係および研究方法と視点が示される。本研究は大瀧氏の故郷でもあるブラジルの熱帯雨林が20世紀最後の10年間で、経済グローバル化に伴う開発の影響を受けて赤土に覆われた自動車道路と牧場地・農地へと変わり

果てた姿を同氏が見て驚き、地球環境問題の深刻さを痛感したことから始まる。不可逆的な影響が、世代を超えて将来世代に及ぶことを回避するために「持続可能性 (Sustainability)」が重要なことは、「環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)」で採択された報告書 (The World Commission on Environment and Development., *Our Common Future*. Oxford University Press. 1986) でも提言されている通りである。しかし、「持続可能性」の概念をめぐる多様な解釈が行われており、特に、経済学の分野では世代間の厚生状態を比較したり、評価したりする「世代間衡平性 (Intergenerational Equity)」の規範に関しては未だに定説が確立されていない状況にある。この難題について本論文では、新古典派の最適成長論的な持続可能性の見方に対する批判的な分析を通して、望ましい「衡平性」の規範に関する考察が試みられる。具体的には、まずピアスほか (Pearce, D. W., Turner, R.K., Adger, N., Atkinson, G., Brisson, I., Brown, K., Dubourg, R., Fankhauser, S., Jordan, A., Maddison, D., Moran, D., Powell, J., *Blueprint 3 ; Measuring sustainable development, The Sequel to Blueprint for a green economy*. Earthsca. 1993) が提示した「弱い持続可能性」と「強い持続可能性」の観点から、枯渇性資源をめぐる経済学の議論を体系的に整理し、異時点間の資源配分に関する理論的な枠組みが示される。次に、現世代が排出する温室効果ガスが将来世代の効用に及ぼす影響を経済学的に評価する際の適切な割引率の考え方をめぐって、規範的な観点から検討が行われる。さらに法定アマゾン域内の熱帯雨林資源を事例にして、貧困に苦しむ現代への配慮も含めた世代間衡平性の確保に向けて、実証と規範の両面から再生可能資源の持続可能な利用の考察が試みられる。

第1章では、持続可能性をめぐる議論の萌芽として、古典派経済学者のマルサス、ミル、およびジェヴォンズによる人口原理や枯渇性資源の利用問題が第1節で紹介される。次に第2節では、

ローマ・クラブによる『成長の限界』 (Meadows, D. H., Meadows, D. L., Randers, J., Behrens III, W., *The Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind*, Universe Books.1972) のシミュレーション結果とそれに基づく政策提言、及び同提言に対する新古典派経済学からの批判が紹介された後、資源制約に関する弱い制約条件 (枯渇性資源と人口資本の代替可能性) を前提にすると、通時的な枯渇性資源の最適利用は市場メカニズムによって解決できることを明らかにしたダスグプタとヒール (Dasgupta, P., Heal, G., "The Optimal Depletion of Exhaustible Resource", *Review of Economics Studies Symposium*, pp.3-28. 1974) の内容が紹介される。ただ、ソロー (Solow, R., "Intergenerational Equity and Exhaustible Resources", *Review of Economic Studies*, Vol. 41. pp. 29-45. 1974) が指摘したように、同論文から導出される通時的な効用の割引現在価値最大化を目的とした消費経路 (以下、PV 議論と呼ぶ) では、各世代の絶対的な消費水準は必ずしも衡平にならない。そこで、大瀧氏はハートウィックルール (Hartwick, J. M., "Intergenerational Equity and Investing of Rents from Exhaustible Resources", *American Economic Review*, Vol.66, pp.927-974. 1977) を適用し総資本ストックを一定に維持すれば、消費における世代間衡平性が満たされることをソロー (Solow, R., "On the Intergenerational Allocation of Natural Resources", *Scandinavian Journal of Economics*, Vol.88, pp.141-149. 1986) によって示す。さらに第3節では、ジョージ・ジェスク＝レーゲン (Georgescu-Roegen, N., *The Entropy Law and the Economic Process*, Harvard University Press.1971) を嚆矢とする定常状態の経済的含意をデイリー (Daly, H., *Toward a Steady-State Economy*, Island Press.1973) を参照にしながら紹介し、自然資源と人工資本の間の代替不可能性 (強い持続可能性) が制約条件となる場合は、枯渇性資源の消費や汚染フローの排出を市場メカニズムに委ねるのではなく、エントロ

ピーの増大を人為的かつ物理的に抑制することによって、生態学的機能（再生率・汚染フローの浄化率）を基準にした資源と資本の維持と管理（投資）を図ることが、持続可能性（世代間衡平）を実現するうえで重要だと言及される。

第2章では、過去・現在の経済活動に起因した温室効果ガスの蓄積が、地球温暖化を通して将来世代の効用に及ぼす影響が検討される。特に、PV議論では将来世代の効用は現在価値に割り引かれて評価されるため、使用される割引率の水準によって将来世代の効用は大きく異なる。そこで第1節では、ノードハウス（Nordhaus, W. D., "Discounting and Public That Affect the Distant Future", *Discounting and Intergenerational Equity*, RFF, pp. 145-162. 1999）、クライン（Cline, W., "Discounting for the Very Long Term", *Discounting and Intergenerational Equity*, RFF, pp. 131-140. 1999）、およびスターン（Stern, N., *The Economics of Climate Change: The Stern Review*, Cambridge University Press. 2007）の研究を、各論文における割引率の違いに焦点を当て、その相違がもたらす経済的な含意の検討が行われる。三者の中では相対的に高い割引率を用いるノードハウスの議論には、技術革新に対する楽観論が潜んでいると大瀧氏は指摘する。仮にノードハウスが用いる一般的な投資と同様の利子（収益）率で、温暖化対策投の資効果が実現できない場合には、将来世代が享受する効用はノードハウスが想定する水準を下回り、現世代との間で衡平性が維持できない恐れがあるからだ。これに対し、クラインやスターンではノードハウスよりも低いゼロに近い割引率が採用されるが、その背景には世代間の効用比較に関するシジウィック（Sidgwick, H., *The Principle of Political Economy*, Macmillan. 1883）を嚆矢とした倫理的な判断がある。低い割引率は既述した技術楽観論がもたらす温暖化対策のリスク回避には有効だが、一方で将来的にも高い成長が維持できた場合には逆に現世代の評価が不利なる恐れがある。大瀧氏は温暖化対策の効果が他の一般的な投資より

も不確実なことを考慮すれば、温暖化と他の投資を区別して評価するほうが望ましく、特に世代間衡平性の観点からは相対的に低い割引率で将来世代の効用を評価すべきだと提言する。また、第2節では、アメリカや中国など温暖化ガスの主要な排出国が参加を拒否した「トップダウン方式」の京都議定書に内在する限界を指摘したうえで、ポスト京都議定書に向けて福田康夫元首相が洞爺湖サミットで提言した「ボトム・アップ方式」の持つ不参加国への呼びかけ効果と排出削減の実効性について検討が行われる。世代間衡平性の実現と並んで、過去に多くの温室効果ガスを排出した先進国と、今後成長が期待される途上国の間でどのように削減量を分担するかは合意がむずかしい問題である。大瀧氏はエネルギー原単位の向上に焦点を当てた「ボトム・アップ方式」はそうした困難を克服する解決策のように見えるが、実際には総量的な排出削減効果の面で限界があることを示す。

第3章では、再生可能資源の最適な採取経路に関する理論モデルを用いて、熱帯雨林の持続可能な利用条件を示したうえで、法定アマゾン域内の熱帯雨林面積の減少（deforestation）を事例に途上国において世代間衡平性を実現するためには、現世代の負担能力が高い先進国とは異なる補償政策の必要性が提言される。まず第1節では、PV議論に基づいた再生可能資源の通時的な採種と消費の最適経路の理論モデルとして、チチルニスキー等（Chichilnisky, G., Belatratti, A., and Heal, G., "Sustainable Use of Renewable Resources", *Sustainability: Dynamics and Uncertainty*, Kluwer Academic Publishers, pp. 49-76. 1998）の論文が紹介される。次に、第2節では前節の理論モデルから得られる再生可能資源の維持・管理に関するインプリケーションを応用して、法定アマゾン域内の熱帯雨林資源が持続可能的に管理されているか否かの統計的な検証が試みられる。得られた結果に基づき、熱帯雨林の持続可能な利用と世代間衡平性を図るためには、自然再生に依存するだけでなく二次林（植林）による積極的な再生が政策的に必要なことが提言される。ま

た、法定アマゾン域内の森林伐採の費用便益分析に関する先行研究、例えばボリビアの開発高等研究機関 (Institute for Advanced Development Studies) の主任研究員アンデルセン (Andersen,L) による 1995 年度の測定、およびブラジル応用経済研究所 (Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada) の元研究員のセロア・ダ・モッタ (Serôa da Motta,R) による 2000 年度の測定においては、伐採による環境保全や温暖化への影響が社会的費用の面から過小評価されており、それが過剰な伐採を容認してきた恐れが示される。ただ、実際に熱帯雨林の伐採によって生活している人の中には低所得層の農民も多く含まれ、地球環境的な観点から伐採に伴う社会的費用の負担を起因者である農民に求めた場合、貧しい現代の生活が脅かされることも無視できないと大瀧氏は指摘する。そこで、熱帯雨林資源の持続可能な利用と貧しい現代の生活を両立させるためには、途上国の場合より豊かになる可能性がある将来世代から貧しい現代への所得移転 (補償) も考慮すべきとの提案が行われる。

本論文の主要な結論をまとめると次の通りである。第 1 に、枯渇性資源の利用に関して PV 議論から得られる資源利用の最適経路は必ずしも世代間衡平性と両立しないことから、衡平性 (持続可能性) 確保のためには PV 議論とは異なる議論 (例えば、ハートウィックルールを適用したソローの議論) が必要になること。第 2 に、温暖化の影響をめぐって現代が将来世代の効用を評価する際に用いられる割引率について、金融市場で成立している長期利率を機械的に適用すると将来世代の効用を過小評価する恐れがあり、それを回避するためには倫理的な判断も含めたより低い割引率の適用が望ましいこと。第 3 に、再生可能な資源の持続可能性をめぐっては、時間的な要素も考慮に入れた動学的な再生率と採取 (伐採) 率のバランスが必要なこと。ただし、その実現のためにどこまで市場メカニズムを活用できるのか、また、途上国における採取 (伐採) 抑制のために貧しい現代に対しても起因者負担のルールを適用する

ことが規範的に望ましいか否かについては再考の余地があること。以上である。

〈論文審査の結果の要旨〉

大瀧正子氏の課程博士学位請求論文「持続可能性における世代間衡平性の経済学的考察：地球環境問題を事例にして」について、公開審査会を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

〈論文の特徴および独創性〉

(1) 本論文は言葉として広く普及している「持続可能性」の概念と政策的な適用を、「世代間衡平」という規範を伴う厚生経済学的視点から捉えなおし、枯渇性 (非再生可能) 資源、温室効果ガスの蓄積に伴う地球温暖化および再生可能資源という地球環境問題に関わる 3 つの分野を対象にして、理論と実証および規範の各面から経済学的に考察したものである。「持続可能性」の問題を「世代間衡平」の観点から深く掘り下げる試みは学問的にも現在進行中であり、最先端の議論にあえて取り組んだ点に本研究の特徴がある。

(2) また、研究対象に取り上げた 3 つの対象を、いずれも広い意味での有限な資源 (温暖化に関しては負の資源) と位置づけ、その消費や排出には世代および国境を越えた共通の制約があることを明示したうえで、「世代間衡平」の観点から経済学的に統一された枠組みを適用し体系的な考察を試みた点に本論文の独創性がある。

(3) 理論的には、19 世紀の古典派経済学に見られる萌芽的な議論から、新古典派の PV 議論に基づく最適成長理論、および強い持続可能性を前提にしたエコロジー経済学から、21 世紀に入ってから地球温暖化をめぐる議論まで、特定の理論に偏ることなく環境 (広い意味での資源) 問題に関する経済学の諸理論を幅広く取り上げ、各理論の特徴を原典に基づき適切に紹介している点は誠実な学問的姿勢として評価できる。

(4) 全体として理論的な性格が強いなかで、京都議定書の問題点とポスト京都議定書に向けた「ボトム・アップ」方式による温暖化ガス削減の

政策的評価、および法定アマゾン地域の熱帯雨林資源の動態に関する統計的な分析が展開されているのは、本論文が抽象的な議論に留まらず実践的な分野にも関心を持つことを示している。

(5) 新古典派のPV議論が必ずしも世代間衡平の条件を満たさないことや、相対的に高い割引率の想定が将来世代の効用を過少に評価する危険性を批判的に指摘している点は、本論文の特徴であり、その立論に際してエコロジー的な資源制約の議論や倫理的な判断が援用されている点は大瀧氏の学問的な立場を示すものである。

以上の特徴と独創性に対する評価として、審査過程において審査委員より以下のような指摘と質問が行われた。

まず外部審査員の國則守生教授からは、

第1に、本論文は3つの分野を対象にしたオムニバスとして構成されているが、既存の持続可能性をめぐる議論のレビューになっているのか、また、どこにオリジナリティがあるのかについて確認する質問に続き、新古典派の最適成長理論は枯渇性資源の最適利用をPV議論（効用の割引現在価値最大化）として捉えており、そこでのクライテリア（判断基準）は効率性だが、持続可能性のクライテリアは公平性であり、両者の間にはクライテリアの面で違いがある。したがって後者の基準で前者を批判するよりは、世代間の消費水準や効用水準を一定あるいは非減少として効用の持続性を図ろうとするソローを嚆矢とする議論にも一層、焦点を当て、その実現条件を検討することも重要ではないかという指摘が行われた。

第2に、環境問題にはインプットとしての資源だけではなく、アウトプットとしての廃棄物をどのように管理していくかという二つの側面がある。温暖化は後者の問題であり、新古典派は温暖化もPV議論として捉えている。この場合、超長期にわたる割引率をどのように設定するかが問題となるが、ノードハウスはこれまでの投資の長期の実質リターンをベースに記述的（descriptive）な視点から相対的に高い割引率を導出している。これに対し、大瀧氏が支持するクラインやスター

ンの低い割引率は規範的（prescriptive）な観点から導出されているが、温暖化に伴う将来の不確実性を考慮することによって、ノードハウスが唱えたより低い割引率を適用することが望ましいという議論はできないのかという質問があった。

第3に、アマゾンの熱帯雨林資源の再生率や伐採率の推計をめぐる統計分析は興味深いのが、分析対象とする地域をさらに細かく設定して、持続可能性の条件が地域間で異なることを計量的に示すことができれば、政策的にも実効性のある議論を展開できるのではないかという指摘があった。

以上の指摘に対して大瀧氏からは、ソローの消費一定の議論は強い持続可能性を前提とした場合には、ハートウィックルールを適用しても総資本ストックを一定に維持することはむずかしい可能性があること、またノードハウスと同じ視点で相対的に低い割引率を導出することも可能ではないかという指摘については今後の研究として是非とも取り組みたい課題であること、さらに熱帯雨林資源の実態分析に関してもランドサットによる撮影の一次資料などを利用・解析して研究を深めていきたいという回答が行われた。

次に学内審査員の森岡真史教授からは、予備審査段階での指摘に加え

第1に、新古典派の最適成長論の評価に関して、一方では批判しながら、他方ではその結論（知見）を利用するといったブレが見られるが、論文を通してPV議論をどのように評価するのか、という質問が行われた。

第2に、持続可能性に関して、大瀧氏は適切な政策を講じれば実現できると捉えているのか、あるいは最終的に実現できなくても持続可能な状態に可能なかぎり近づくことが望ましいと考えているのか、そもそも本論文ではどのような長さの時間を対象にして議論しているのかという質問が出された。

第3に、國則氏との質問とも重なるが、本論文が対象とする枯渇性資源、温暖化、再生可能性資源の概念は独立しているのか、あるいは三つを同時に対象とすることによって初めて得られるもの

があるのかという質問が行われた。

以上の質問に対して大瀧氏からは、PV 議論では現世代の効用は最大化されるが将来世代も含めた「世代間衡平性」は実現できないと考えている、また持続可能性の実現については最大限努力することが望ましいというスタンスであり、想定している具体的なタイムスパンは 100 年から 150 年である、さらに取り上げた三つの対象はいずれも広い意味での資源という観点から統一的に捉えているとの回答があった。

審査委員会は、3 名による審査に加え、2011 年 2 月 14 日 14 時 40 分より 16 時 30 分まで、恒心館第 722 号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、大瀧正子氏が博士学位に相応しい能力を有

することを確認した。その結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第 18 条第 1 項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、本研究に必要とされる英語の一次資料および先行研究の文献が適切に参照されている点、および法定アマゾン域内の熱帯雨林資源の持続可能性に関しては現地調査に加え、ポルトガル語の論文・資料も読み込んだうえで本論文の議論に反映させている点からして、語学能力も十分有していることを確認した。以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名： 毕 丽 杰
学 位 の 種 類： 博士（国際関係学）
学位授与年月日： 2011年3月31日
学位論文の題名：

中国都市部における高齢者介護システムの構築に向けて－独日韓3カ国の高齢者介護システムの比較と中国4都市のケーススタディを通じて－

審 査 委 員： 中川 涼司（主査）
桂 良太郎
王 文亮（金城学院大学）

<論文内容の要旨>

本論文は中国における介護保障の現状と課題について明らかにするものである。

中国で介護が問題なる背景は以下のとおりである。①高齢化の急速な進展。2009年において、中国の60歳以上の高齢者人口は1億6,714万人で、総人口の12.5%を占めており、そのうち、80歳以上の高齢者人口は1,899万人である。これが、2023年には2.7億人となり、2050年になると4億人、80歳以上人口も現在の約10倍に当たる1億人を突破する見込みである。②要介護高齢者の急増。2009年に日常生活が自立できない高齢者数は940万人であり、一部介助を必要とする高齢者数は1,894万人である。また長期介護を必要とする高齢者が約3,260万人である。③伝統的な家庭扶養機能の弱体化。一人っ子政策の実施による少子高齢化、核家族化、女性の社会進出によって家族の規模が小さくなり、高齢者夫婦のみ世帯が増える一方である。そのため、伝統的な家庭扶養機能が弱まり、高齢者介護問題はますます深刻な社会問題になっている。④高齢者に向けての社会サービスの未整備。中国における各種の高齢者福祉・介護施設は、2009年に合計38,060カ所であり、ベッド数は合計266.2万床である。これは、国際標準の高齢者1,000人当たり50床で推計すると、2009年の中国の高齢者人口、推計1億6,714万人

に対して575.3万床のベッドが不足していることになる。その他、生活のケア、精神面のケアなどもサービスの提供が遅れている。しかし、このように介護問題は中国にとって差し迫った課題となりつつある。しかし、中国の社会保障制度は、年金、医療保障の整備がようやく整えられた段階で、介護については一部の地域を除いては、制度化がされていない。しかも、中国における社会保障に関する研究は数多いが、そのほとんどは年金や医療保障を中心とするもので、制度化の遅れを反映し、介護保障については先行研究も乏しい。

本論文はこのような状況の中で、以下を研究課題とする。

まず、中国都市部における高齢者介護問題に焦点を当て、家族介護形態の変化のなかで、都市部における高齢者の生活実態や高齢者介護の現状にどのような変化がみられ、どのような問題を抱えているかを4都市（北京、天津、上海、大連）のケーススタディを通じて明らかにする。

ついで、ドイツ・日本・韓国の介護保険を中心とする介護システムに関する比較分析を通して、ドイツ・日本・韓国の経験から得られる中国都市部における高齢者介護システムに対する示唆や適用可能性を考察し、さらに中国の実情に適合する高齢者介護システムのあるべき姿はどのようなものかを検討する。

そして最後に、中国の実情に適合する高齢者介護システムのあり方を検討し、政策提言を試みる。本論文の構成は以下のとおりである。

序 章	中国都市部における高齢者介護問題研究の意義・課題・方法
第I部	中国都市部における高齢者介護問題の概観
第1章	各国の高齢者介護システムの概観
第2章	中国都市部における高齢者介護社会化の背景
第3章	中国都市部における高齢者介護システムのあり方
第II部	中国都市部における高齢者介護の現

状と課題－ 4 都市のケーススタディ
を中心に－

第 4 章 4 都市における高齢者介護施設の
現状と課題

第 5 章 4 都市における社区による在宅介
護の推進

第 6 章 4 都市における高齢者介護人材の
育成

第Ⅲ部 中国都市部における高齢者介護シス
テムの構築に向けて－独日韓 3 カ国
の高齢者介護システムの比較と中国
4 都市のケーススタディから－

第 7 章 独日韓 3 カ国における高齢者介護
システムの比較

第 8 章 中国都市部における高齢者介護シ
ステムの構築に向けて

終 章 総括と課題

参考文献一覧

付録 1 中国 4 都市における高齢者介護に関す
る実態調査の概要

付録 2 韓国ソウル・釜山における国民健康保
険公団に対する聞き取り調査

序章では研究の背景、先行研究の到達点の確認、研究課題の設定、研究方法の説明が行われている。

本文は大きくは 3 部構成となっている。第 I 部は、第 1 章、第 2 章、第 3 章から構成され、中国都市部における高齢化の進展と介護の社会化が必要となっている社会的背景が分析され、また、エスピンのアンデルセンの類型化と、詳細には第 7 章で展開される各国の比較から社会福祉の類型化がされ、東アジア型および中国型が析出されている。

第 II 部は、第 4 章、第 5 章、第 6 章から構成され、4 都市のケーススタディを中心に、中国都市部における高齢者介護の現状と課題について論じるものである。これら 4 都市のケースはいずれも筆者がフィールド調査を行ったものであり、ファクト・ファインディングとしても価値が高い。

第 III 部は、第 7 章、第 8 章から構成され、独日韓の国際比較および第 II 部で展開された 4 都市の

実態から、今後の高齢化社会に対応可能な中国都市部高齢者介護システムの構築に対する政策提言を試みるものである。

終章は、これまでの論述の全体をまとめ、本論文の結論として、中国都市部における高齢者介護システムの構築に当たっての諸コンセプトを提示している。本論文の結論として、新たな高齢者介護システムのあり方は、家族介護に依存しながら、社区による在宅介護を重視し、行政による公的介護サービスや民間主体による介護サービスを組み込んだ福祉の多様化を推進する「政府・市場補完強化型＋社区強化型」介護モデルが中国の実情に適合した最も望ましい介護モデルである、とされている。また、制度設計の提案では、「公的介護保険制度の創設」においては①「医療保険との一体型」、②「地方分権型」、③「財源の確保重視」、④「ケアマネジメントの制度化」、⑤「介護予防の理念と地域包括的サービスの導入」、⑥「家族介護者支援」が望ましいとされ、また、高齢者介護システムの供給体制の整備、公営施設と民営施設の格差是正の必要性、介護人材の育成体制の確立、高齢者介護予防システムの確立、社区介護互助ネットワークの構築も提言されている。

＜論文審査の結果の要旨＞

本論文の意義は高齢化が目の前に迫る中国においてほぼ確実に問題となる高齢者介護の問題に対して、エスピン・アンデルセンによる類型化を参照軸としつつ、国際比較と 4 都市の実態調査を基に、中国モデルを析出し、現状と問題と確認し、中国にふさわしい介護システムの提言を行っていることである。老人介護に関するものだけでなく、高齢化問題や社会保障問題全般に関して先行研究についての的確にフォローできており、また、中国 4 都市だけでなく韓国までも現地調査を行っていることは高く評価できる。全体の構成もまとまっており、また、提言にも具体性がある。今後、当該論文が出版できれば確実に学術研究上の欠落を埋めることになる。

パイオニア的研究であるがゆえに、残された課

題も多い。第1に、中国の高齢化をどう見るかである。先進国における高齢化とは異なり、中国の場合、1979年に本格導入された「計画生育」政策（一人っ子政策）の政策ファクターが強い。したがって、同政策の緩和等を含めた政策展望が必要である。第2にベッド数の不足などは量的な不足を主張するだけで分析不足である。ベッド不足とベッドの余剰が同時に発生しているのであり、政策的ミスマッチの問題として説明する必要がある。第3に、提言されている内容のさらなる具体化が求められる。すなわち、医療と介護との一体化が主張されているが、運営主体の一体化にとどまるのか、それとも、制度的に一体化するのか。制度的に一体化する場合、被保険者が異なる問題をどのように処理するのか、介護保険の財源はどうするのか、被保険者をどのように定め、保険料率をどのように設定し、給付方式をどのようにするのか、といった事柄である。第4に、政策転換の可能性の分析である。そのためには政策転換の責任所在を明らかにする必要がある。第5に、大都市である4都市以外の中小規模都市ではどうなるのか、という問題は手がつけられていない。また、社会保障基盤の薄い農村部における高齢者介護をどうするのかは全くこれからの課題である。第6に、大きく福祉国家への展望を考える時に、各国の民主主義の発展度合い等を考慮して比較検討する必要がある。第7に、細かい点であるが、いくつか不適切な表現がみられる。

しかし、これらは最後の不適切な表現を除けば本論文の欠落というよりも学界全体としての残された課題であり、本論文の意義を損ねるものではない。

〈審査委員会の結論〉

審査委員会は3人による審査に加え、2011年2月4日には公開審査会を実施して、本人からの詳細な内容の報告を基にして、忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。その結果を踏まえて、審査委員会は、本論文が立命館大学学位規程第18条第1項に基づく「博士(国際関係学 立命館大学)」に値するとの結論に達した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していると確認した。著者は中国からの留学生であり、極めてオリジナリティが高い内容を日本語でまとめ上げたことから、高度の外国語能力（日本語能力）を有していることは明らかである。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対し、「博士(国際関係学 立命館大学)」の学位を授与することを適当と判断する。